

新型コロナウイルス感染症に関する入院共済金等の「特別取扱」の変更について

I 入院共済金等の「特別取扱」について

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げます。

2022年9月26日以降に、新型コロナウイルス感染症と診断された方については、「特別取扱」による疾病（病気）入院共済金等のお支払いの対象者を以下の**重症化リスクの高い方**とさせていただきます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の方 ・ 入院を要する方 ・ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方 ・ 妊娠中の方 |
|--|

（参考）医師等により新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

ケース		医師等による診断年月日	
		2022年 9月25日以前	2022年 9月26日以降
入院された場合		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊療養・自宅療養 をされた場合 (特別取扱)	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外

※検査日ではなく、診断日での判断となります。

上記は2022年9月20日時点での取り扱いであり、今後の法令等の改正、その他社会情勢等により更なる変更を行う場合があります。変更の際には、当組合ホームページでご案内します。

お手続きの方法等、詳細につきましては、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

II 「特別取扱」を開始した経緯と見直しの理由

1. 当組合の入院共済金等は、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所へ入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払い対象となります。
2. 2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患され、病院または診療所への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により、入院をすることができない状況が発生しました。
3. こうした中、組合員へのお役立ちの観点から、医師等の管理下で自宅療養や宿泊療養を余儀なくされた場合も、「入院」と同等とみなし、疾病（病気）入院共済金等をお支払い対象とする「特別取扱」を開始いたしました。
4. 今般、政府において、新型コロナウイルス感染症にかかる発生届の対象について、全国一律に、**重症化リスクの高い方**に限定することが決定されたことを踏まえ、2022年9月26日以降の疾病（病気）入院共済金等の「特別取扱」の変更を行うことといたしました。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

神戸市民生活協同組合
フリーダイヤル：0120-81-9431